

令和3年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年4月30日（金曜日） 議事開始 午前 9時15分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 永前 茂則
増田 賢造 中津 ゆみ子

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	鳥澤 庄司
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主事	池田 哲也	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第 1号 農地等の合意解約について
- 報告第 2号 農用地利用配分計画について
- 報告第 3号 2アール未満の農地転用届について
- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 6号 非農地証明願いについて

事務局長　それではただいまから令和3年4月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長　【あいさつ・・・】

尾山議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。本日の出席者は28人で全員でございます。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、栗下委員と稲田委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第1号から報告第3号及び議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

尾山議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第1号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　それでは、報告第1号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は20件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年4月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するものでございます。

整理番号2番につきましては、先月3月総会の基盤法議案第72号整理番号11番の案件に関連するものでございます。

整理番号4番につきましては、他の担い手に貸借予定との事でございます。

整理番号8番から10番、整理番号12番につきましては、他の担い手に貸借予定のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第2号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、報告第26号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和3年4月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計28件77筆112, 898㎡となっております。詳細につきましては、4ページから11ページに記載のとおりでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第3号「2アール未満の農地転用届について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第3号「2アール未満の農地転用届けについて」ご報告いたします。12ページをご覧ください。今月の届出件数は1件でございます。内容につきましては、13ページをご覧ください。2アール未満の農地転用届につきましては、自己所有農地の2アール未満を農業用施設に供する場合、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1項第1号の規定に該当するため、農地の転用の制限の例外として転用許可が不要となり、届出だけとなるものでございます。それでは、内容につきましてご説明いたします。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1, 611㎡のうち190㎡を農業用倉庫用地として届出があったものでございます。平成5年頃に

倉庫を建築しましたが、今回、自己調査したところ、申請地が農地のままである事が判明したため、届出たものであります。届出人より顛末書の提出があります。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。14ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転13件、貸借8件の合計21件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略ご説明いたします。また、議案中の受人の年齢が記載されていない案件につきましては、相続人からの申請となります。まず、所有権移転からご説明いたしますので15ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、畑1筆、計4筆4, 366㎡の贈与です。16ページをご覧ください。

整理番号2番、16ページから17ページをご覧ください。田2筆、畑4筆、計6筆5, 391㎡の贈与です。

整理番号3番、畑1筆、535㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。空き家に附属した農地関連となります。18ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、1, 629㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、18ページから19ページをご覧ください。畑2筆、694㎡の贈与です。

整理番号6番、田1筆、530㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田1筆、505㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。農振農用地外10アール要件での取得となります。

整理番号8番、19ページから20ページをご覧ください。田4筆、2,245㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、20ページから21ページをご覧ください。田1筆、1,830㎡の売買です。価格は総額54万9千円です。

整理番号10番、畑2筆、1,105㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号11番、21ページから23ページをご覧ください。田4筆、畑2筆、計6筆4,018㎡の贈与です。

整理番号12番、田1筆、664㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号13番、田1筆、867㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたしますので24ページをご覧ください。

整理番号1番、24ページから25ページをご覧ください。田8筆、4,163㎡の賃貸借です。26ページをご覧ください。

整理番号2番、畑3筆、1,613㎡の賃貸借です。

整理番号3番、26ページから27ページをご覧ください。田1筆、456㎡の賃貸借です。山口委員の掘起しです。

整理番号4番、田1筆、2,713㎡の賃貸借です。

整理番号5番、27ページから28ページをご覧ください。田3筆、4,556㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、479㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、775㎡の賃貸借です。26ページをご覧ください。

整理番号8番、田1筆、2,285㎡の賃貸借です。以上、所有権移転13件、貸借8件、計21件です。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第1号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々にお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、田3筆は〇〇自治会内にあります。周辺は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。次に畑の1筆は、〇〇自治会内にあります。周辺の状況は東側が山林、北側が宅地、西側は畑、南側は道路で日照・接道・排水は良好です。現在は野菜が作付けされてきました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は親子です。権利取得後は、水稻及び露地野菜を作付けされるとの事です。地域との調和については、所有農地の畦畔の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を前原委員にお願いします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。田2筆は受人の宅地周辺にあります。基盤整備はされていません。地番〇〇番の方は、宅地の南側に位置し、周囲の状況は南・東側は山林、西側は墓地、北側は田に接しています。元々、牛の運動場に使っていたところを現在、田に回復している途中でございます。用水は山からの湧水を利用するとの事でございます。日照はやや不良です。次に地番〇〇番〇〇は宅地の東側にあり、一部はきんかんのハウスと家庭菜園となっております。周囲の状況は東・南側は山林、北・西側は宅地と

なっています。日照は不良でございます。次に畑4筆についてですが、自宅から山林を通過して、南側に位置します。1筆はきんかんハウスが建ってしまっていて、残りの3筆は、イタリアンライグラスが作付けされていきました。周囲の状況は、きんかんハウスの北・東・西側は山林、南側は畑に接しています。残り3筆の周囲は畑です。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作ときんかんの複合経営の専業農家です。渡人との関係は、受人の息子となります。渡人が離農されたため、贈与となったとの事でございます。権利取得地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いたします。

尾山議長 次に整理番号3番の土地を竹下会長代理に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。まず、竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理 議長。

尾山議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。農地の形状は良い方です。周囲の状況は、山林と宅地に接しています。日照・接道・排水は、良好です。空き家に附属した農地に指定されていますので現在は、遊休化しています。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 整理番号3番の受人について、ご報告いたします。受人はえびの市への移住希望者で今回、申請農地に隣接する空き家の売買が決まったため、空き家に附属する農地の売買を申請したところでございます。現在は、会社員ですが、5月中旬にえびの市へ移住するとの事でございます。農地に

については、周囲に迷惑を掛けないように管理していくとの事でございます。今後は、地域の活動にも積極的に参加していくとの事なので地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に18ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を溝添委員に願ひいたします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲の状況は水田、宅地、山林が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の専業農家です。後継者は、います。権利取得後は、畑として利用するとの事でございます。地域との調和については、周辺の方々と協力していきたいとの事でした。所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員に願ひいたします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。白鳥畑かんの整備区域内で基盤整備され、りっぱな圃場になっております。周囲の状況は基盤整備済みの農地となっております。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び露地野菜の複合経営の専業農家です。後継者は、現在会社勤めですが、おられます。権利取得後は、露地野菜を作付けするとの

事でございます。地域との調和については、地域の方々と協力して、一生懸命取り組むとの事でした。所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に19ページの整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

尾山議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周囲の状況は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び養豚の複合経営の専業農家です。後継者は、おられます。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。地域との調和に所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号7番の土地を福迫委員に、申請人「受人」の確認を吉留委員にお願いします。まず、福迫委員にお願いします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 整理番号7番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内内にあります。基盤整備はされています。周囲の状況は、宅地と水田が混在しています。農地の形状・日照・接道・用排水は、良好です。昨年も水稻が作付けされており、今年も水稻を作付けするとの事でした。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に吉留委員にお願いします。

吉留委員 議長。

尾山議長 吉留委員。

吉留委員 整理番号7番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、

〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でございます。地域との調和に所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を前原委員にお願いいたします。

前原委員 議長。

尾山議長 前原委員。

前原委員 整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。現在、荒地を農地に自力で改修している途中でございます。周囲の状況は、東・北・西側に山林、南側に水田と接しています。日照・接道・排水は良好です。用水については、東側に流れている用水路からポンプアップしないと用水がないとの事でした。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で大工と、稲作び露地野菜の複合経営の兼業農家です。後継者は、おられます。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。地域との調和については、周辺の農地の所有者と関係は良好で所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に20ページの整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を山下委員にお願いいたします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 整理番号9番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。周囲の状況は、基盤整備済の水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇

自治会で稲作及び繁殖牛主体の専業農家です。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。地域との調和については、地域のために一生懸命いろいろボランティアなどされております。所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に21ページの整理番号10番の土地を溝添委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。まず、溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 整理番号10番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内内にあります。基盤整備はされていません。周囲の状況は、宅地と山林に接しています。接道・排水は良好ですが、日照は不良です。現在、何も作付けされていませんでしたが、きれいに耕地されていました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号10番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で粳摺り精米業と稲作の兼業農家です。権利取得後は、露地野菜を作付けするとの事でございます。兼業ですが、営農にも一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理は行き届いている事から地域との調和については何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号11番の大字東長江浦の土地を山下委員に、その他の土地及び申請人「受人」の確認を栗下委員にお願いします。まず、山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 整理番号11番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内内にあります。基盤整備はされていますが、両側に山林があり、あまり日照は良くありません。水稻は作付けできますが、水源地になっているので湿田です。接道は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 最初に整理番号11番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は、西長江浦下自治会内にあります。基盤整備はされていません。字〇〇の水田2筆は1枚になっており、日照・接道・用排水は良好です。字養田の畑は、三方向が山林と接していて、日照はやや不良です。接道・排水は良好です。字〇〇の田は、家庭菜園として利用されており、日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会でオリーブと稲作の兼業農家です。権利取得後は、これまで通り水田及び畑として利用するとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に24ページの整理番号12番の土地を赤川委員に、申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号12番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇藤麓自治会内内にあります。基盤整備はされていません。周囲の状況は宅地と水田が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 整理番号10番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で不動産業と稲作の兼業農家です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

尾山議長 次に整理番号13番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号13番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内内にあります。基盤整備はされています。周囲の状況は、水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に赤川委員にお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 整理番号13番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作とオリーブの複合経営の専業農家です。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいいたします。

尾山議長 次に24ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を山下委員にお願いします。

山下委員 議長。

尾山議長 山下委員。

山下委員 貸借整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。8筆ですが、3枚の圃場に

なっていました。周囲の状況は、宅地と水田が混在していました。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。後継者は、います。渡人との関係は、親戚との事でございます。権利取得後は、水田として利用するとの事です。地域との調和については、周辺の農地の所有者と関係は良好で所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に26ページの貸借整理番号2番の土地を田上委員に、申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。まず、田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内内にあります。基盤整備はされていません。周囲の状況は、畑作地帯です。農地の形状は、ほぼ四角形です。日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号2番の受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作と繁殖牛主体の兼業農家です。権利取得後は、飼料作物を作付けするとの事でございます。受人は兼業ですが、営農に一生懸命に取り組まれており、地域との調和については、所有農地の畦畔の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

尾山議長 山口委員。

山口委員 整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作及び施設野菜の複合経営の専業農家です。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に28ページの貸借整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号4番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされています。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。形状は、横に長い四角形で畔の除草管理は良くされており、水田も耕起されていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。84歳と高齢ですが、営農も一生懸命に取り組まれています。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会

内にあります。基盤整備はされています。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に28ページの貸借整理番号6番から8番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 整理番号6番から8番までまとめて、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。3筆が横繋ぎとなって、1カ所にあります・日照・用水は良好ですが、接道・排水がやや不良です。大型機械が入りにくい水田です。周囲は水田ですが、一部宅地と接しています。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人の営農状況は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後は、水田として利用するとの事でございます。後継者はおられますが、会社勤めとの事でございます。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありません

でした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計21件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第1号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

谷口委員　議長。

尾山議長　谷口委員。

谷口委員　19ページの所有権移転整理番号8番について、お聞きします。委員の報告の中で用水はポンプアップするとの事でしたが、〇〇土地改良維持組合の許可を得ているのか、お聞きします。

事務局　議長。

尾山議長　事務局。

事務局　ただいまの谷口委員のご質問にお答えいたします。委員報告の用水については、現在、事務局で確認していないので申請者に確認して、許可を取っていないのであれば、許可を取るように指導していきたいと思えます。以上です。

尾山議長　谷口委員、よろしいでしょうか。

谷口委員　はい。

尾山議長　他に質疑はありますか。

下原委員　議長。

尾山議長　下原委員。

下原委員　19ページの所有権移転整理番号7番について、お聞きします。売買価格が505㎡で総額〇〇円となっています。10アール当りに換算すると約〇〇円になりますが、この金額はお互いが納得されての金額なのか、お聞きします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 ただいまの下原委員のご質問にお答えいたします。金額に関しては受人と所有者が合意されて、申請書が提出されています。以上です。

尾山議長 下原委員、よろしいでしょうか。

下原委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。ここでしばらく休憩をいたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に議案第2号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第2号についてご説明いたします。今月の指定申出件数は2件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略、ご説明いたします。31ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、164㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

整理番号2番、畑1筆、235㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。以上、皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第2号については、担当委員が現地確認等をしていただいていますので、報告をしていただきます。まず、整理番号1番について、栗下委員をお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員

栗下委員 それでは、整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。現在、家は空き家となっており、空き家になる前は家庭菜園として利用されていましたが、現在、農地の状況は、全部遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 次に整理番号2番について、赤川委員をお願いします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは、整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。農地の状況は、全部遊休化していました。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を満たしていると考えます。以上でございます。

尾山議長 ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第2号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を

求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。32ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転9件、利用権設定44件、合計53件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は9件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。33ページをご覧ください。

整理番号1番、畑1筆、4,575㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、611㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、33ページから34ページをご覧ください。畑2筆、2,385㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、田1筆、674㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、34ページから35ページをご覧ください。田2筆、5,739㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。前原委員の掘起しです。

整理番号6番、田1筆、860㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちら前原委員の掘起しです。

整理番号7番、田1筆1,479㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。36ページをご覧ください。

整理番号8番、田1筆、1,971㎡の売買です。価格は総額〇〇円

です。

整理番号9番、田2筆、1, 258㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。以上、所有権移転9件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。37ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、3, 703㎡の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号2番、田1筆、3, 805㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田2筆、3, 583㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、1, 985㎡の使用貸借です。

整理番号5番、39ページから40ページをご覧ください。田4筆、5, 7043㎡の賃貸借です。41ページをご覧ください。

整理番号6番、田3筆、2, 220㎡の賃貸借です。42ページをご覧ください

整理番号7番、田1筆、2, 969㎡の賃貸借です。

整理番号8番、42ページから45ページをご覧ください。田10筆、8, 637㎡の賃貸借です。

整理番号9番、45ページから47ページをご覧ください。田7筆、5, 268㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田3筆、2, 666㎡の賃貸借です。48ページをご覧ください。

整理番号11番、48ページから49ページをご覧ください。田7筆、5, 971㎡の賃貸借です。50ページをご覧ください。

整理番号12番、田2筆、997㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、836㎡の賃貸借です。51ページをご覧ください

ください。

整理番号14番、田1筆、1, 758 m²の賃貸借です。

整理番号15番、田1筆、2, 087 m²の賃貸借です。

整理番号16番、51ページから52ページをご覧ください。田1筆、2, 540 m²の賃貸借です。

整理番号17番、52ページから59ページをご覧ください。田27筆、8, 710 m²の賃貸借です。

整理番号18番、田2筆、1, 733 m²の賃貸借です。

整理番号19番、59ページから60ページをご覧ください。田3筆、3, 223 m²の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、1, 354 m²の賃貸借です。61ページをご覧ください。

整理番号21番、畑1筆、1, 024 m²の賃貸借です。

整理番号22番、田3筆、2, 756 m²の賃貸借です。62ページをご覧ください。

整理番号23番、田3筆、2, 6756 m²の賃貸借です。63ページをご覧ください。

整理番号24番、田1筆、1, 978 m²の賃貸借です。

整理番号25番、63ページから65ページをご覧ください。田8筆、7, 158 m²の賃貸借です。

整理番号26番、65ページから66ページをご覧ください。田3筆、2, 997 m²の賃貸借です。

整理番号27番、66ページから67ページをご覧ください。田2筆、2, 094 m²の賃貸借です。

整理番号28番、田1筆、985 m²の賃貸借です。

整理番号29番、67ページから69ページをご覧ください。田5筆、2, 004 m²の賃貸借です。

整理番号30番、69ページから70ページをご覧ください。田4筆、

2, 980 m²の賃貸借です。

整理番号31番、田1筆、990 m²の賃貸借です。

整理番号32番、70ページから71ページをご覧ください。田1筆、318 m²の賃貸借です。

整理番号33番、71ページから72ページをご覧ください。田2筆、5,622 m²の賃貸借です。

整理番号34番、72ページから73ページをご覧ください。田3筆、2,725 m²の賃貸借です。

整理番号35番、田2筆、3,876 m²の賃貸借です。74ページをご覧ください。

整理番号36番から同44番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまうものですのでご了承ください。

整理番号36番、田1筆、2,734 m²の賃貸借です。

整理番号37番、畑1筆、975 m²の賃貸借です。

整理番号38番、74ページから75ページをご覧ください。畑1筆、500 m²の賃貸借です。

整理番号39番、田1筆、886 m²の賃貸借です。

整理番号40番、田1筆、1,013 m²の賃貸借です。76ページをご覧ください。

整理番号41番、田2筆、2,670 m²の賃貸借です。

整理番号42番、76ページから77ページをご覧ください。田2筆、1,715 m²の賃貸借です。

整理番号43番、田1筆、畑1筆、計2筆4,512 m²の賃貸借です。78ページをご覧ください。

整理番号44番、田1筆、598 m²の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用

権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

尾山議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第3号の審議に入ります。59ページの利用権設定整理番号19番の借受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長　それでは、ただ今から利用権設定整理番号19番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定整理番号19番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長　それでは、利用権設定整理番号19番を除く、議案第3号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

谷口委員　議長。

尾山議長　谷口委員。

谷口委員　33ページの所有権移転整理番号1番についてお聞きします。面積が4,575㎡に対して、総額〇〇円とかなり金額が安いようですが、受人と渡人の関係は、兄弟、親戚なのでしょうか、お聞きします。

事務局長　議長。

尾山議長　事務局長。

事務局長 ただいまの谷口委員のご質問にお答えいたします。受人と渡人の関係については事務局で把握できていないところですが、売買される畑1筆は〇〇の〇〇地区にある農地なので金額が安くなったと考えられます。以上です。

尾山議長 谷口委員、よろしいでしょうか。

谷口委員 はい。

尾山議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第3号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。79ページをご覧ください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所・氏名、立地基準について説明を省略させていただきます。80ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、1,890㎡を牛運動場及びロール置場として、申請するものです。工事期間は令和3年6月1日から12月31日までです。事業費につきましては、申請人の自己労力により土地造成を行うため、資金は必要としないとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。81ページをご覧ください。今月の許可申請件数は8件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。82ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、468㎡を一般個人住宅用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年6月15日から8月末日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、東側市道側溝に排水します。雨水なども同様に東側市道側溝に排水します。市建設課と協議済みでございます。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、885㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年6月1日から11月30日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇万円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号3番から7番につきましては、同一事業者であり、申請箇所が隣接しております。

整理番号3番と4番は同一事業のため、併せてご説明いたします。82ページから83ページをご覧ください。整理番号3番、場所が大字〇〇田1筆、216㎡、整理番号4番、場所が同じく大字〇〇、田4筆、計1,332㎡、合計田5筆、1,548㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月1日から9月30日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号5番、83ページから84ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田2筆、計2,347㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月1日から9月30日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号6番、場所が大字〇〇、田3筆、計1,666㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月1日から9月30日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

整理番号7番、場所が大字〇〇、田1筆、968㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月1日から9月30日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。85ページをご覧ください。

整理番号8番、場所が大字〇〇、田1筆1,666.1㎡を太陽光発電施設用地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和3年7月1日から9月30日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇円、建設費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。雨水による排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第6号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。86ページをご覧ください。今月の証明願い件数は9件です。申出人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。86ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、468㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、846㎡です。申請理由は山林です。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、342㎡です。申請理由は山林です。

整理番号4番、87ページから88ページをご覧ください。場所が大字〇〇、畑5筆、2,967㎡です。申請理由は山林です。

整理番号5番、88ページから89ページをご覧ください。場所が大字〇〇、畑3筆、1,376㎡です。申請理由は原野です。

整理番号6番、場所が大字〇〇、畑2筆、1,774㎡です。申請理由は山林です。

整理番号7番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,255㎡です。申請理由は山林です。

整理番号8番、場所が大字〇〇、田1筆、47㎡です。申請理由は原野です。

整理番号9番、場所が大字〇〇、田1筆、2,538㎡です。申請理由は原野です。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第4号から第6号については、4月28日、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員会から報告をお願いします。

下原第1小委員長 議長。

尾山議長 下原第1小委員長。

下原第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、4月28日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条1件、農地法第5条8件、非農地証明願い9件、計18件です。5条8件のうち、7件は太陽光発電施設設置に伴う案件でした。それでは、

議案ごとにご説明いたします。

議案第4号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は自己所有農地を牛の運動場敷地及びロール置場にするため、申請を行うものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇公民館から西に約1.2kmのところに位置します。申請地の状況は、東側は市道、南・西側は農地、北側は申請人所有の宅地に接しています。南・西側に農地がありますが、土地の造成だけなので日照等に影響は無い事から周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして議案第5号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は今回、一般個人住宅を建築したく、適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から南に約200mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南・西側が宅地、東側が市道に接しています。北側に農地がありますが、境界から離して建築する事で日照等に影響がないようにしている事や被害防除対策をしている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は県外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は、〇〇地区でございます。〇〇から北西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北・東側は農地、南・西側は農道に接しています。北・東側が農地と接していますが、農地に影響の無いように被害防除対策をすとの事なので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号3番から7番につきましては、同一事業者であり、申請箇所が隣接していますのでまとめてご説明いたします。譲受人は市外の太陽光発

事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、整理番号3番と4番については、東側は堤防、西側は農道、北・南側は農地に接しています。整理番号5番については、北・東・南側は農地、西側は農道と農地に接しています。整理番号6番については、北側は農道、東・南・西側は農地に接しています。整理番号7番については、東側は堤防、北・南・西側は農地に接しています。農地に接していますが、遊休農地となっている事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号8番についてご説明いたします。譲受人は市外の太陽光発電事業者でえびの市で太陽光発電施設を建設したく適地を探してましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区でございます。〇〇から南に約150mのところに位置します。申請地の状況は、北側は水路、南・西側は宅地、東側は農道に接しています。水路及び農道を挟んで農地がありますが、日照等に影響は無い事から、周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした

続きまして、議案第6号非農地証明願いについてご説明いたします。今回、非農地証明願い案件につきましては、整理番号5番及び7番以外については、接道がなく現地での確認が難しい事から事務局が用意した航空写真及び現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号5番について、ご説明いたします。申請地は〇〇地区でございます。現況は原野のとなります。その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号7番についてご説明します。申請地は〇〇地区でございます。

現況は山林となります。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請1件、農地法第5条申請8件、非農地証明願い9件、計18件については、全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。皆さまにご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の議案第4号から第6号の計18件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第4号から第6号に対する第1小委員長は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第4号から第6号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第4号及び第5は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

また、議案第6号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時 9分